

## 陳 情 文 書 表

平 2 7 陳 情 第 1 8 号	平成 2 7 年 1 2 月 8 日 受 理
件 名	(株)ユニバーサル企画が農業用施設で違法に許可を受け大量の堆肥を保管し悪臭を発生させているので撤去勧告をするよう市長に要請することを求める陳情
陳 情 者	秦野市今泉 9 4 5 - 3 福島順一 (峰の台臭気対策委員)
陳 情 の 要 旨	
<p>陳情理由</p> <p>平成 2 3 年 1 0 月 2 0 日に (株)ユニバーサル企画が特殊肥料生産事業者届出書 ( 1 / 1 4 ) の保管する施設に、神奈川県秦野市今泉 1 6 8 5 番地が記載され届出されています。当該地は秦野市では農業用施設用地に指定されており、農業用施設以外は認められていません。</p> <p>また、農業生産資材 (堆肥、種苗、農機具、その他これらに類するもの) の販売の事業のための貯蔵又は保管は除外されています。( 3 ・ 4 / 1 4 )</p> <p>上記の事を湘南地域県政総合センター長に訴え、受理され収受印をいただいています。( 9 / 1 4 )</p> <p>肥料取締法第 2 2 条 1 項第 4 号の保管する施設の所在地が失格要件です。( 5 / 1 4 )</p> <p>罰則規定もあります。( 7 ・ 8 / 1 4 )</p> <p>今泉堆肥利用組合は上記説明の悪質な産業廃棄物処分業者のユニバーサル企画に ( 2 ・ 1 4 ) 実行支配されているので、委託業者の変更と外部からの混合物を 1 0 t 以内にする勧告を市長に要請していただきたい。</p> <p>根拠の説明：今泉堆肥組合は、平成 1 6 年度バイオマス利活用整備事業許可と補助金の申請がなされ補助金の交付がされている。( 1 0 ・ 1 1 / 1 4 ) 本整備事業実施要項に「たい肥化施設」は堆肥を製造する施設とする。( 1 2 ・ 1 3 / 1 4 ) また、その施設は農振法施行規則の第 1 条第 3 号で主として、自己の生産する農産物・・・とあり外からの持込み物は、半分以下とされています。( 1 4 / 1 4 )</p> <p>陳情事項</p> <p>1 神奈川県秦野市今泉 1 6 8 5 番地内でユニバーサル企画による作業の</p>	

禁止と堆肥の撤去勧告をするよう市長に要請していただきたい。

- 2 今泉堆肥利用組合は上記説明の悪質な産業廃棄物処分業者のユニバーサル企画に実行支配されているので委託業者の変更と外部からの混合物を10t以内にする勧告を市長に要請していただきたい。